

第百九十九回国会 原子力問題調査特別委員会議録 第四号

平成二十八年五月十二日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 三原 朝彦君

理事

岩田 和親君

理事

平 將明君

理事

宮澤 博行君

理事

田嶋 要君

理事

あかま二郎君

うえの賢一郎君

勝沼 栄明君

佐々木 紀君

助田 重義君

額賀福志郎君

細田 博之君

宮路 拓馬君

築 純和生君

荒井 聰君

太田 和美君

菅 直人君

鷺尾英一郎君

樋口 尚也君

藤野 保史君

内閣府大臣

政府特別補佐人

(原子力規制委員会委員長)

井上 信治君

田中 俊一君

河野 正美君

山本 哲也君

政府参考人

(資源エネルギー庁資源工

官) 吉野 恭司君

政府参考人

(文部科学省大臣官房審議官)

板倉周一郎君

政府参考人

(資源エネルギー政策統括調整官)

吉野 恭司君

本件調査のため、本日、政府参考人として内閣

府大臣官房審議官山本哲也君、文部科学省大臣官

房審議官板倉周一郎君、資源工エネルギー庁資源工

ギー政策統括調整官吉野恭司君、資源工エネル

ギー

ガス事業部長

多田 明弘君

○多田政府参考人

お答え申し上げます。

○多田政府参考人

原発に対してもさまざまな御意見があることは

承知をしております。ただ、御指摘の意見広告に

つきましては、一民間団体の御意見でございま

して、コメントは差し控えたいと思います。

私は、五年前に福島第一原発の事故という経

験をいたしまして、安全神話に基づく原子力に安

易に依存してはならないという大きな教訓を得た

ことは御承知のとおりでございます。これを踏ま

え、原子力発電への依存度は可能な限り低減させ

るという目標を掲げたところでございます。

他方で、これも御承知のとおり、あらゆる面で

すぐれたエネルギーはないという認識を持つてお

りまして、昨年、エネルギー・ミックスを策定する

に当たりましても、改めて、スリーピラスS、

このエネルギー政策の目標の実現を念頭に、現実

面におきまして、火力発電への過度な依存に伴う

エネルギー自給率の大幅な低下、あるいは二酸化

炭素の排出量の増加

さらには電力料金の上昇に

伴います国民の方々あるいは中小企業の負担増

加、こういった課題を見詰め直しまして、やは

り、資源の乏しい我が国のエネルギー政策上、再

生可能エネルギーの最大限の導入を行つていくこ

とはもちろんでございますけれども、原子力とい

う選択肢を放棄すれば責任あるエネルギー政策を

実行できない、逆に申し上げれば、一定程度の原

発の再稼働は必要であり、ゼロにはできない、こ

ういう判断を行つたところでございます。

そうした中で、準国産であつて、運転コストも

低廉で温室効果ガスも排出しないという特性を持

つ原発の最大の課題は安全性でございます。した

がいまして、この点につきましては、独立した原

子力規制委員会の厳格な審査を経たものについて

規制庁もお受け入れになつて、規制のあり方をよりよくしていこうということで取り組みかと思います。これは多岐にわたる指摘ですで、きょう取り上げさせていただきたいのは主に二点ござります。

実は、原子力規制庁は、頑張って、再稼働のための要件とか安全性についてはお示しをいただいておりますが、しかし、その一方で、放射線防御については、今、放射線影響協会などが被曝のモニタリングをしたりしておられますが、その精度がどうか、レベルがどうかなどの、放射線防御にかかる部分での原子力規制庁の、いわゆるそれらをチェックしたり検証したりする機能が弱いのではないかという勧告があるかと思います。この点について一点。

もう一つ、原子力の安全規制ということにおいては、厚生労働省も被曝管理、労働安全衛生法や電離則にのつとつてやつておられるわけで、他の省庁との連携を規制庁に求める指摘もあると思いま

私は、以前から、委員長には、日本の被曝の一元管理がなされていないことは国として大変問題があろうということで、この点においても原子力規制庁にリーダーシップをとつていただきたいし、腰が重い厚生労働省とすれば、何とか協力してそちらに一致してやつていただきたいと思うものであります。

このI.R.R.Sの二点の指摘、今あるモニタリングについての精度はどうか、さらに高めていくための指導も必要であろう、それから、ほかの監督官庁との横横連携についても指摘が勧告でなされていると受けとめましたが、委員長のお考えを伺います。

○田中政府特別補佐人 我が国のいわゆる放射線被曝に関する個人の線量評価については、原子力発電事業者を始めとした原子力事業者については、先生御指摘のように影響協会が委託に基づいてきつとデータも集約して整理されているといふことでありますけれども、放射線被曝を受ける

機会というのは、医療被曝とか、特に最近でないよつて起つた福島県民の被曝とか、非常に多岐にわたつております。そういう被曝を全然把握しないでいいのかということについては、以前学術會議でも相当議論されて、そういつた申し入れを受けてもおります。

私自身も、そういうことをきちっと捉まえて記録として残しておく必要があるのでないかといふふには思いますが、それを私も原子力規制庁がやれるかということ、いろいろな意味ですぐにそういう状況にはないということを申し上げたううには思いますが、それを私は原子力規制

力をしてやりなさいということだと思いますが、うなことを言いますと、地元の方が、ああ、そういうものならあそこにあるよというので、例えば海食ノツチとかヤツコカンザシの化石とかを小まめに海岸線を歩いて見つけてこられる、地元しかわからないようなルートで探してこられる、それをまた学者の方が検証して、確認して、学会などにも報告していくというような、まさに学者と住民のコラボレーション。全国的に見てもちょっとだけの努力ができるようなことでもないのかもしれないのです。ぜひ、厚労省という他省庁と協議論していただき、どこがどうすべきかということを御指示いただければ幸いだと思います。

○阿部委員 每回この質問を原子力規制委員長に投げて、ほぼ同趣旨のお返事であるわけです。もちろん、事故による被曝、住民の被曝、除染作業の被曝、医療被曝、航空機に乗ったときの被曝、とにかく一人の人間が一生の中であける放射線について一元的なデータが残るよう、これもアメリカでは原子力規制委員会がリーダーシップをとつて一元管理に持つていったと思います。

私は、今、少ない人数であれども、これがもとで調査研究を重ねてきた、こういうことなんですね。市民参加型と言えるんじやないかと思うんで

から指摘されることがなくなるように、私も国会も挙げて、また委員長にも御尽力をいただきたいと思います。

終わらせていただきます。

○三原委員長 次に、藤野保史君。

私は、北陸電力の志賀原発についてお聞きしたいと思います。

私は北陸信越ブロックで選出していただきまして、地元の一つとして、何度も行つてまいりました。昨年の九月には、志賀原発の敷地の外の活断層調査にも参加をさせていただきました。主に原発の北九キロにあります富来川南岸で、主に原発の北九キロにあります富来川南岸断層というものの、これを中心に周辺を見させていただきました。

たとえば、あそこには能登金剛という有名な観光地がありまして、厳巖という場所に行きましたら、海岸の岩がぱきっと直線で割れておりまして、どう見ても断層による割れなわけですね。

敷地内には、先ほども出ましたけれども、Sで

幾つか断層がある。外にはKとかFとかいう名前のつく断層もありまして、そういうものも見てまいりました。

また、地震による隆起で生まれたと考えられております海食ノツチというのもあります。ノツチというのはくぼみという意味で、波とか海水でうがたれてできただくばみ、これが海水面上ではなくて十メートルとか二十メートルとか高いところにあるということ、そういうものも見てまいりました。

さらには、ヤツコカンザシという化石、これは

釣りなんかで使うゴカイの仲間と言われているん

ですが、この化石も海水面より上にあるというこ

とで、断層とあわせて考えますと、過去に活発な

地盤活動があつたというのが大変よくわかりまし

た。

特徴的なのは、こうしたことを地質学者などの専門家と地域に住まわれている住民の方が協力し

え、大体、普通の国では個人の被曝量は国家管

理です、そうなつていいかといふところの問題も

専門家と地域に住まわれている住民の方があつた

とお話をありました、バックフィット等の

チェックをして、先日、四月二十七日に有識者会合の評価書が出されました。この中で、敷地内のS-1、そしてS-2・S-6断層をどのように評価されていますでしょうか。

○櫻田政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の評価書の中におきましては、これは建設時のトレンチのスケッチ及び岩盤調査で確認された情報から、S-1破碎帯の北西部分については後期更新世以降に活動したと解釈するのが合理的である。それから一方、同じ破碎帯の南東部については後期更新世以降の活動はない、このようない評価でございました。

それから、S-2破碎帯、S-6破碎帯、これは一続きのものという形で扱われてございますけれども、いずれにつきましても後期更新世以降に活動した可能性があるという評価でございました。

さらに、今回の評価は限られた資料やデータに基づいて行われたものであり、より正確、確実な評価をするためには、断層破碎部の詳細な性状など、データ等の拡充が必要であるということです。六項目の今後の課題もあわせて示されているというのが結論でございます。

○藤野委員 つまり、いずれの断層も活断層といいうのが有識者会合の結論ということになつております。田中委員長も、四月二十七日の記者会見で、今後、今おつしやつたように、六点ほど論点としては残っているけれども、現状のままだと、多分、評価書が尊重されるとおつしやつております。重要な知見として規制委員会としてもこの評価書を扱うということあります。

他方、新規制基準は、活断層の真上に原子炉等の重要施設をつくることを認めておりません。当然のことだと思うんですね。

ですから、委員長にお聞きしたいんですけど

も、この規制基準にのつとつてといいますか、規制基準の立場からすれば、一号炉は速やかに廃炉にすべきじゃないかと思うんですが、いかがでござります。

○田中政府特別補佐人 ただいま櫻田の方から御

説明申し上げましたように、動く可能性は否定できません。今はもう既に見ることができない昔の旧トレンチのスケッチを見て、それをベースに有識者会合がそういう御判断をされたというこ

とです。

ただし、否定できないという「ことなんだけれども、きっちりと、そういったものが活断層かどうか、動くのかどうか、後期更新世以降、活動する可能性があるかどうか、そういうことを確認するためには、六つのデータ、六点について具体的に御指示が、示唆がありましたので、まず事業者にきっちりとデータを出していただき、そのことをベースに実際に一号機の下のS-1が動くのかどうかということを判断していきたい、それが今後の審査会合の課題だと思っております。

○藤野委員 審査されるということなんですが、いつも、やはり、審査が長引けば長引くほど、活断層の真上に原子炉が建つてているという状況は続くわけですね。

しかも、原子力規制庁に聞いたらば、一号機の建屋の中には使用済み核燃料が六百九十二体入っているということで、住民の皆さん不安で仕方がないといふふうにおつしやつております。そういう点でも、直ちに廃炉を決断すべきだと思いま

す。

規制委員会にもう一点確認したいんですが、もしこの原子炉補機冷却水系の配管が壊れて機能を失つたら、過酷事故の際の崩壊熱を除去できなくなるおそれがあるんじやないでしょうか。

○櫻田政府参考人 お答え申し上げます。

現在存在している補機冷却水系のみで除熱をしようということであるとすれば、そのとおりでございます。

ただ、私どもが今審査をしていく基準になつてございます新規制基準におきましては、そういう通常使われる設備が壊れたことも想定して、それでも過酷事故に至らないようにする、あるいは至つたとしてもその影響を抑えることを要求してございますので、直ちにといいますか、この配管が壊れたら全く制御できなくなるということでは新規制基準には適合とは言えない、こういう審査をすることにならうかというふうに考えてございます。

それがあるということあります。

配付資料の三番目を見ていきますと、これは国会事故調の報告書から抜き出させていただきました。少し長いですが、紹介させていただきます。

○櫻田政府参考人 お答え申し上げます。

恐らく、委員がきよう御用意された資料の中か

ら今お話をされたと思います。そこに設置変更許可申請書なども書いてございまして、今御指摘いたることは事実かというふうに考えます。

○藤野委員 今お話があつたように、配付資料一をまた見ていただきたいんですが、今私が申し上げたのは、二号機タービン建屋、水色で囲つてある部分であります、そこをS-6が、S-2とつながつてあるわけですが、通つてている。

配付資料の二を見ていただきますと、これは北陸電力さんの資料から枠で囲つたんですけれども、タービン建屋がなぜか非常にちつちつく描かれているんですね。本当にちつちつく描かれていて、本当はもつと大きいんです

が、そこに原子炉補機冷却水系というのがあります、その下に活断層があるということになります。

しかし、元の値が膨大であるだけに、〇・一%といつても依然かなりの発熱量に相当する。この崩壊熱を除去しなければ、崩壊熱の発生源である燃料ペレットや燃料被覆管の温度が上昇を続け、溶融や損傷、崩壊が起こつてしまつます。

初期冷却に失敗した場合、その後の復旧が極めて困難で複雑なものになつてしまつ。第一、第二、第三と、次々と壁を突破しながら、放射性物質の放出が起こつてしまつからです。

つまり、緊急停止できたとしても、それだけで不十分であつて、その時点であるその熱を冷めさなければ、除去しなければ、結局はここに書いてあるようなメルトダウン、メルトスルームまで至つてしまつおそれが大きいし、実際、福島でのことが起きたということであります。

私たちにはこのことを福島の大きな教訓として学ばなければいけないと思うんですが、だからこそと言つてはなんですかけれども、規制委員会の基準にもこのことが反映されていると私は理解しております。

配付資料の四を見ていただきますと、これはいわゆる設置変更許可申請書なんですが、左にありますのは、原子炉停止後、今言つたスクラン後、炉心から崩壊熱を除去するための施設として、真

